

山口県の財務書類【詳細版】

(平成28年度開始時)

平成30年 3 月

一般会計等貸借対照表

(平成28年4月1日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	3,228,243	固定負債	1,324,940
有形固定資産	3,032,481	地方債	1,135,161
事業用資産	401,504	長期未払金	2,555
土地	168,841	退職手当引当金	183,830
立木竹	1,000	損失補償等引当金	1,794
建物	502,242	その他	1,600
建物減価償却累計額	△ 290,295	流動負債	163,485
工作物	41,884	1年内償還予定地方債	145,066
工作物減価償却累計額	△ 26,630	未払金	462
船舶	3,196	未払費用	248
船舶減価償却累計額	△ 2,576	前受金	357
浮標等	182	前受収益	-
浮標等減価償却累計額	△ 122	賞与等引当金	13,967
航空機	609	預り金	3,385
航空機減価償却累計額	△ 609	その他	-
その他	-		
その他減価償却累計額	-	負債合計	1,488,425
建設仮勘定	3,782	【純資産の部】	
インフラ資産	2,615,729	固定資産等形成分	3,244,259
土地	384,381	余剰分（不足分）	△ 1,471,020
建物	31,893		
建物減価償却累計額	△ 10,587		
工作物	3,855,795		
工作物減価償却累計額	△ 1,656,362		
その他	71		
その他減価償却累計額	△ 71		
建設仮勘定	10,609		
物品	26,245		
物品減価償却累計額	△ 10,997		
無形固定資産	12,525		
ソフトウェア	717		
その他	11,808		
投資その他の資産	183,237		
投資及び出資金	100,058		
有価証券	52,566		
出資金	47,492		
その他	-		
投資損失引当金	-		
長期延滞債権	6,954		
長期貸付金	37,312		
基金	32,180		
減債基金	-		
その他	32,180		
その他	7,042		
徴収不能引当金	△ 309		
流動資産	33,421		
現金預金	12,318		
未収金	1,042		
短期貸付金	1,776		
基金	14,241		
財政調整基金	8,374		
減債基金	5,867		
棚卸資産	3,767		
その他	337		
徴収不能引当金	△ 60		
資産合計	3,261,664	純資産合計	1,773,239
		負債及び純資産合計	3,261,664

※ 下位項目との金額差は、単位未満の四捨五入によるものです。

注 記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
 - イ 昭和60年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
- ② 無形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券……………定額法
- ② 満期保有目的以外の有価証券
 - ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
 - イ 市場価格のないもの……………取得原価
- ③ 出資金
 - ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
 - イ 市場価格がないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

取得価額により計上

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
 - 建物 8年～60年
 - 工作物 3年～80年
 - 物品 2年～17年
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のファイナンス・リース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

長期延滞債権、長期貸付金、その他（投資その他の資産）、未収金、短期貸付金、その他（流動資産）について、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転リース取引（リース期間が1年以内のファイナンス・リース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) その他の財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、山口県物品規則第6条に定める指定物品（取得価額が200万円以上の物品及び車両・船舶等）の場合に計上しています。

ソフトウェアについては、取得価額が200万円以上の場合に計上しています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、原則として、法人税法基本通達第7章第8節によっています。

③ 消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式としています。

2 重要な会計方針の変更等

該当ありません。

3 重要な後発事象

該当ありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

(単位 百万円)

団体（会計）名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総 額
		損失補償等 引当金計上額	貸借対照表 未計上額	
(公財)やまぐち農林振興公社	0	1,400	0	1,400
山口県信用保証協会	0	394	0	394
計	0	1,794	0	1,794

(2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているものは12件で、請求金額合計566百万円です。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲（対象とする会計名）

一般会計

母子父子寡婦福祉資金特別会計

中小企業近代化資金特別会計

林業・木材産業改善資金特別会計

沿岸漁業改善資金特別会計

収入証紙特別会計

土地取得事業特別会計

公債管理特別会計

地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計

就農支援資金特別会計

② 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

差異はありません。

③ 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④ 表示単位未満の取扱い

百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑤ 地方公共団体健全化法における健全化判断比率の状況

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	15.2%	206.5%

⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 1,965 百万円

⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額 33,575 百万円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

未利用財産のうち売却中及び入札を予定している資産

イ 内訳

(単位 百万円)

区 分	取得価額	簿 価
事業用資産	1,757	1,215
土 地	989	989
建 物	753	220
工作物	15	6
インフラ資産	30	30
土 地	30	30

② 減債基金に係る積立不足額

積立不足はありません。

③ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 768,796 百万円

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模 379,743 百万円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 65,586 百万円

将来負担額 1,479,605 百万円

充当可能基金額 22,669 百万円

特定財源見込額 39,307 百万円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 768,796 百万円

⑤ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額該当ありません。

⑥ 建物のうち 4,915 百万円は、P F I 事業にかかる資産が計上されています。